

マイナンバーカードセンターの整備について

令和 7 年度以降のマイナンバーカード更新等手続の大幅な増加に対応するため、マイナンバーカード業務を 1 か所に集約し、マイナンバーカードセンター（以下「センター」といいます。）として令和 8 年 4 月に開設します。

1 背景

令和 7 年 6 月末現在で港区民の 74.8 パーセントが保有するマイナンバーカードは、10 年毎にカード自体の更新、5 年毎に電子証明書の更新が必要であり、平成 27 年度に交付が開始されてから 10 年が経過した令和 7 年度以降、2 つの更新期限が重なり、更新手続の対象者が大幅に増加することで、窓口の混雑が見込まれます。また、現在の各総合支所区民課の窓口で対応可能なマイナンバーカード及び電子証明書の合計件数は、年間で 44,000 件程度であり、令和 8 年度、9 年度及び 12 年度に更新手続が必要な件数は受付可能件数を大幅に上回る見通しで、これらの課題に対応する必要があります。

【マイナンバーカードと電子証明書の有効期限】

種 類	主な用途等	有効期限
マイナンバーカード	本人確認書類として使用	発行から 10 回目の誕生日 (未成年は 5 回目の誕生日)
電子証明書	(署名用電子証明書) 確定申告等の際の本人認証	発行から 5 回目の誕生日 または利用者用電子証明書の有効期限のうち、先に到達する日
	(利用者用電子証明書) コンビニ交付の際の本人認証	発行から 5 回目の誕生日 またはマイナンバーカードの有効期限のうち、先に到達する日

【今後のマイナンバーカード及び電子証明書の更新件数】 (単位：件)

年 度	カード	電子証明書	合 計	過不足（見込）	合計÷予約可能件数
令和 7 年度	6,416	34,717	41,133	2,867	93%
令和 8 年度	26,028	37,882	63,910	△19,910	145%
令和 9 年度	13,248	40,773	54,021	△10,021	123%
令和 10 年度	11,151	30,590	41,741	2,259	95%
令和 11 年度	10,895	24,746	35,641	8,359	81%
令和 12 年度	34,714	※36,000	70,714	△26,714	160%

2 整備の方向性

国のマイナンバーカード交付事務費補助金要綱では、「マイナンバーカード関係事務を専門で行う臨時交付窓口」を区市町村が所有する建物以外に整備するときに限り、実支出額が補助金の対象経費として扱われます。

マイナンバーカード交付等の事務は、地方自治法上の「第一号法定受託事務」であり、国の責任で予算措置すべきものである点に鑑み、国の補助金が活用できる手法を採用してセンターを整備することとし、区の財政負担を軽減します。なお、整備場所は、港区役所本庁舎との連携を考慮し、浜松町駅・大門駅エリアで物件を選定した上で、今後、賃貸借契約を締結します。

【賃借する民間ビルの条件】

場 所	・ 浜松町、大門エリアの民間ビル ・ 駅から徒歩5分以内 ・ 港区役所本庁舎から徒歩圏内
フロア	200㎡以上（2フロア） 内訳：窓口スペース100㎡以上（1フロア） 倉庫及び職員の執務スペース等100㎡以上（1フロア） ※個人情報を取扱うことから、窓口と倉庫のフロアを分けます。

3 令和8年4月からのセンターの運営について

（1）運営形態

各総合支所区民課のマイナンバーカードに関する業務を集約の上、常勤職員、会計年度任用職員及び委託事業者を配置し、センターを運営します。

区役所が開庁していない時間帯や土曜日でも受付できる体制とし、来庁者の大幅増加が見込まれる令和8年度、9年度及び12年度にも対応できる運営形態とします。

また、センターは完全予約制とするほか、予約から手続完了までの完全ペーパーレスを実施し、「待たない」「書かない」窓口を実現し、その取組をセンターから発信します。

（2）センターと各総合支所区民課の業務

センターでは、カードの申請、交付、電子証明書の新規発行、更新等、この先件数の増加が見込まれる事務を集中的に処理します。

一方、各総合支所区民課では、住所、氏名変更等住民異動に係るマイナンバーカードの更新や子の出生に伴うマイナンバーカードの発行等、区民課の業務に関連した事務を継続して取り扱います。

なお、高齢、障害等の理由で、センターではなく自宅に近い場所で手続したいとの要望があった際は、各総合支所区民課でも対応します。

(3) センター整備により見込まれる効果

窓口の混雑を解消し、職員の負担を軽減するほか、業務を1か所に集約し、外部に拠点を整備することで芝地区総合支所区民課内に新たなスペースを生み出します。センター整備を契機に捻出するスペースを活用し、更なる窓口の利便性向上に取り組めます。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年	9月～10月	令和7年第3回港区議会定例会（補正予算案提出）
	10月中旬	ビル賃貸借契約締結
		内装工事等開始
令和8年	4月	センター運営開始